放送法の一部を改正する法律案について

平成３１年４月

総務省情報流通行政局

放送法の一部を改正する法律案の概要

趣　旨

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びＮＨＫに対する信頼確保の必要性に鑑み、ＮＨＫについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、ＮＨＫグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背　景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ（平成30年９月28日公表）等を踏まえ、ＮＨＫのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、ＮＨＫに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの

改正の概要

１．ＮＨＫ関係

（１）インターネット活用業務の対象の拡大

ＮＨＫが国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてＮＨＫの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に業務が実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

（２）ＮＨＫグループの適正な経営を確保するための制度の充実

ＮＨＫグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備を行う。

２．衛星基幹放送関係

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定（認定の更新を含む。）要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。

NHKインターネット活用業務に関する現行制度の全体像

- NHKによるインターネット活用業務は、任意業務（放送法第20条第2項）として位置づけられている。
- インターネット活用業務の実施に当たっては、事前に実施基準を策定し、総務大臣の認可を受け、同基準に基づき実施。（ただし、国内テレビ放送の全ての番組の同時配信（常時同時配信）は、法律上不可）

放送法

必須業務（放送法第20条第1項）

国内放送、国際放送、放送に関する研究開発　　等

任意業務（放送法第20条第2項）

第2号　放送番組等のインターネットによる一般への配信
【BtoC業務】

※ 国内テレビ放送の全ての番組の同時配信（常時同時配信）は不可

二　協会が放送した又は放送する放送番組・・・を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（・・・協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

第3号　放送番組等のインターネット配信事業者への提供
【BtoB業務】

実施基準の認可（放送法第20条第9項）

実施基準（総務大臣認可）

○ インターネット活用業務の内容を規定

- 業務の種類・内容・実施方法
- 実施に要する費用に関する事項
- 料金その他の提供条件に関する事項　等

実施計画（毎年度策定）

○ 当該事業年度で実施するインターネット活用業務の具体的内容・費用等を規定

NHKは、「テレビ放送の定常的な同時配信（常時同時配信）を可能とする制度整備」を要望しており、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討。

（参考）NHKが実施している利用者向けインターネットサービスの概要

無料配信

①らじる★らじる

ラジオ放送（第1、第2、FM）のインターネット同時配信（平成23年9月からサービス開始）

※H29年度から、民放ラジオ局のネット配信サービスであるradikoでの配信も実施

②NHKワールドJAPAN

外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）のインターネット同時配信等

③災害情報等の同時提供

災害情報等をインターネット同時配信
（例）平成30年7月豪雨、
平成30年北海道胆振東部地震、
米朝首脳会談　等

④ハイブリッドキャストサービス

放送と通信が連携した新たなサービスを提供

24時間いつでも見られる暮らしに役立つコンテンツを充実
（気象、ビジネス、スポーツ、料理等）

大相撲中継などで早戻しサービスを実施

⑤番組同時配信の試験的提供

放送番組の「帯」、「単発」及び4K試験放送のインターネット同時配信を、試験的に実施

◆実施時期・内容

「帯」

○H27年度　総合（7時～23時）
○H28年度　総合・教育（7時～23時）
○H29年度　総合・教育（5時～25時）

「単発」

○H27年度
「NHK杯フィギュア」、「天皇杯サッカー選手権大会」
「日本ラグビーフットボール選手権大会」
○H28年度　「リオオリンピック」
○H29年度　「ピョンチャンオリンピック」
○H30年度　「FIFAワールドカップ　ロシア」

※4K試験放送の配信も実施

有料配信

⑥NHKオンデマンド

放送済の番組を有料でインターネット配信
年間延べ約1万本の番組を提供

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ（平成30年9月28日　公表）

新たな時代の公共放送について《概要》

基本的な考え方	● 昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として**常時同時配信を実施すること**については、**国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性がある**と認められる。 ● ただし、**NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠**であり、その前提として**NHKへの国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要**。
具体的な考え方（1） NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し	● 常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、以下のような措置について検討 ① **インターネット活用業務の実施基準の認可**、**区分経理等の現行のセーフガード措置の見直し** ② **地域情報の提供の確保** ③ **他事業者との連携・協力等の確保**　等
具体的な考え方（2） NHKのガバナンス改革	● NHKに対する国民・視聴者の信頼確保のため、以下のNHKのガバナンス改革を行うことが必要 ① **コンプライアンスの確保** ② **情報公開による透明性の確保** ③ **透明で計画的なガバナンスの確保**
今後の進め方	● 総務省において、上記（1）（2）に係る**制度整備等の対応について、具体的な検討**を行うべき。 ● NHKにおいて、自ら、国民・視聴者などの関係者の意見を幅広く聞きながら、 ・ インターネット活用業務の在り方及びガバナンス改革に関し、**具体的な内容・方策等を検討**し、 ・ **関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上**、**子会社の在り方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め**、 ・ **既存業務を含む業務全体の見直し**、**受信料の在り方の見直しを進めること** **が常時同時配信の実施に当たって求められる**。

【「放送を巡る諸課題に関する検討会」について 】

近年の技術発展やブロードバンド普及等視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うため、平成27年11月から開催。　（注）座長：多賀谷一照千葉大学名誉教授

改正のポイント①（NHKのインターネット活用業務の対象の拡大）

放送法

○ 必須業務（放送法第20条第1項）

国内放送、国際放送、放送に関する研究開発　　等

○ 任意業務（放送法第20条第2項）

第２号 放送番組等のインターネットによる一般への配信

常時同時配信の実施は不可 → **常時同時配信の実施を解禁**

二　協会が放送した又は放送する放送番組・・・を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（・・・~~協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供すること~~を除く。）。

地方向けの番組の提供や他の放送事業者との協力の必要性 → **実施に当たっての努力義務を規定**

第３号 放送番組等のインターネット配信事業者への提供

実施基準（総務大臣認可）

○ インターネット活用業務の内容を規定

・業務の種類・内容・実施方法
・実施に要する費用に関する事項
・料金その他の提供条件に関する事項　等

認可要件が常時同時配信の実施を前提としていない → **認可要件の見直し**

常時同時配信等を行う際に、料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして適切かを審査

実施計画（毎年度策定）

○ 当該事業年度で実施するインターネット活用業務の具体的内容・費用等を規定

法律上の規律がない → **届出・公表義務を規定**

事後チェック制度

○ 実施基準が認可要件に適合していないと認める場合の変更勧告

実施基準に従って業務を行ってない場合の規律がない → **実施基準の公表、実施基準を遵守する義務、同義務違反に対する遵守勧告の規定を追加**

会計の透明性

・厳格な区分経理
・適切な情報開示
により透明性を確保する

※ 省令改正等により対応

改正のポイント②（NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実）

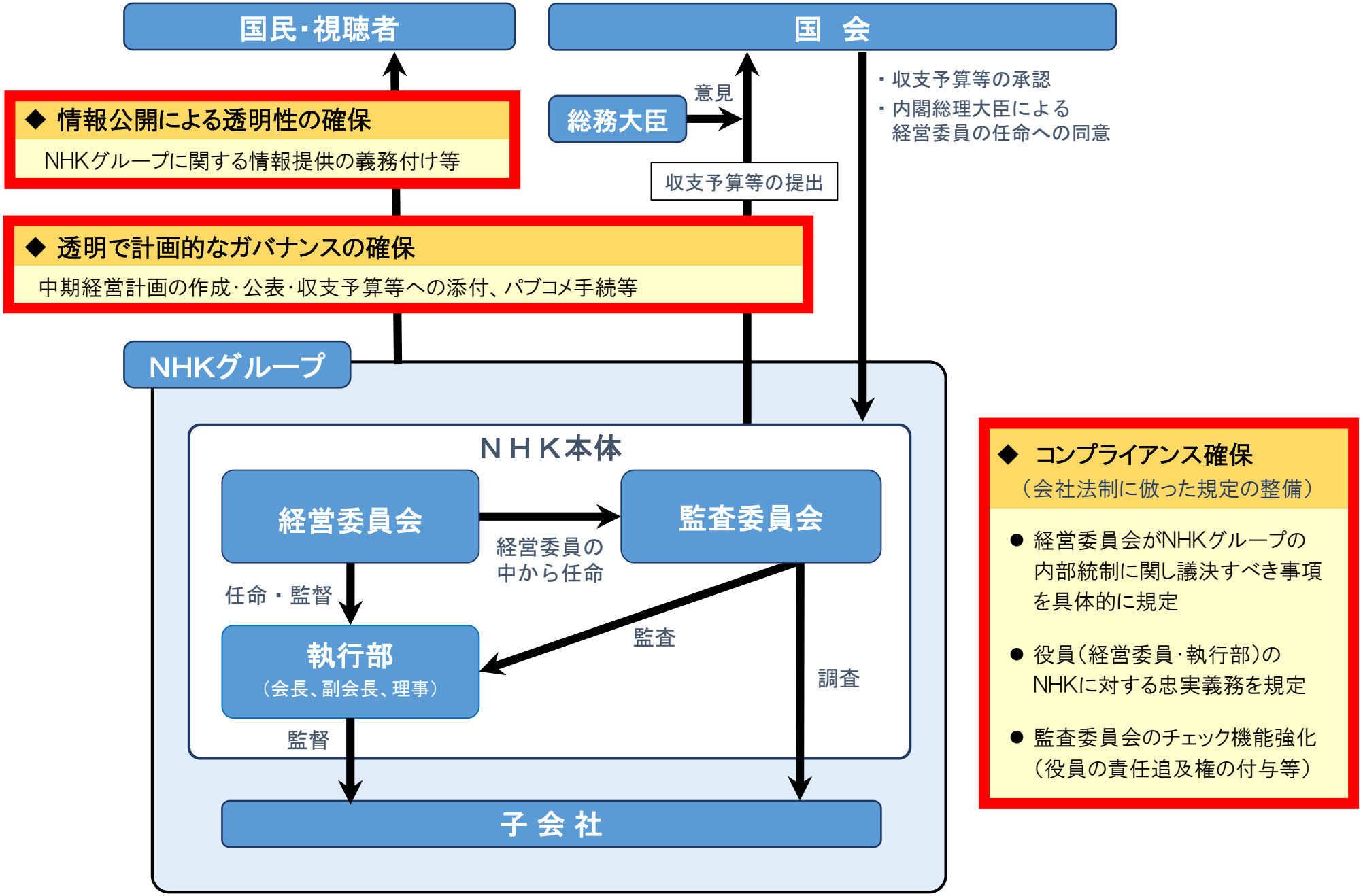

改正のポイント③（衛星基幹放送関係）

- 衛星基幹放送において新規参入や放送サービスの多様化・高度化を図るためには、周波数の効率的な利用が必要。
- 衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際、希望する周波数が申請に係る放送サービスに照らし必要十分か否かを審査するため、新たに周波数使用基準を定め、当該基準への適合性を審査要件として追加。

認定申請書（第93条第2項）

① 名称及び住所等
② 基幹放送の種類
③ 基幹放送局の免許人の名称
④ 希望する放送対象地域
⑤ 基幹放送に関し希望する周波数
⑥ 業務開始の予定期日
⑦ 放送事項
⑧ 電気通信設備の概要

※ 申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付。

認定の審査要件（第93条第1項）

一 基幹放送局設備の確保
二 経理的基礎、技術的能力
三 技術基準の適合維持義務
四 周波数使用基準への適合性［追加］
五 マスメディア集中排除原則への適合性
六 基幹放送普及計画への適合すること その他放送の普及及び健全な発達への適切性
七 欠格事由（外資規制及び処罰歴）への非該当

認定の更新の審査要件（第96条第2項）

四 周波数使用基準への適合性［追加］
五 マスメディア集中排除原則への適合性

（認定は5年ごとに更新（第96条第1項））

（条項は、新法の条項）

（参考）衛星基幹放送の現状

- 衛星基幹放送については、視聴可能世帯数が3～4千万世帯に達し、ニーズが多いため、既存事業者の使用により周波数が逼迫※。

※ 新4K8K衛星放送開始のために開放したＢＳ及びＣＳの左旋帯域については、新たにアンテナの交換等の受信環境の整備が必要であることから、現時点で帯域に余裕がある状況。

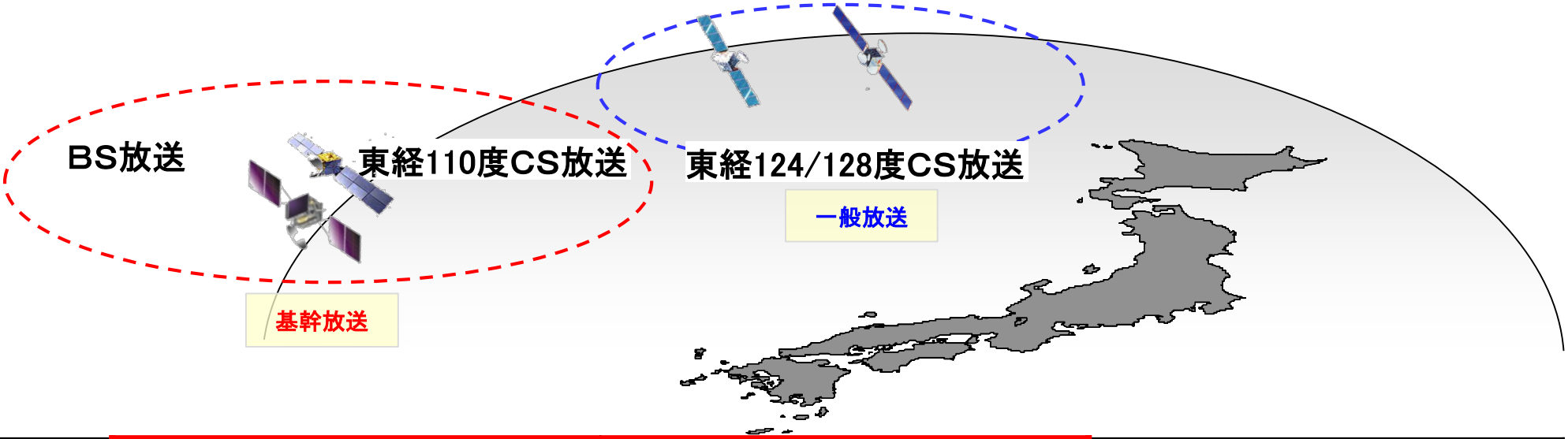

	BS放送	東経110度CS放送	東経124/128度CS放送
種別	基幹放送		一般放送
	放送衛星業務用の周波数を使用	放送衛星業務用の周波数以外の周波数のうち放送に優先的に割り当てられた周波数を使用	放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用
特性	（右旋） 三波共用受信機（地上・BS・東経110度CS）により、より多くの視聴者が簡便に視聴可能 （左旋） 視聴するためには、対応アンテナの設置等が必要		視聴するためには、専用受信機が必要
番組数（H30.12.1）	（右旋） 4K 6番組※1 HD 28番組 SD 1番組 （左旋） 4K 4番組※2 8K 1番組	（右旋） HD 42番組 SD 12番組 （左旋） 4K 8番組	4K 3番組／HD 155番組
普及状況（H29年度末）	BS契約件数（NHK） 2,139万件 WOWOW加入者数 288万件	スカパー！加入者数 210万件 ※BSの番組を含む。	スカパー！プレミアムサービス加入者数 110万件

※1 BS日テレ4Kは平成31年9月1日より放送開始予定。　※2 WOWOWは平成32年12月1日より放送開始予定。